

平成22年4月

滋賀県議会臨時会議案

目 次

	頁
議第 68 号 滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例案.....	1
議第 69 号 滋賀県税条例の一部を改正する条例案.....	2
議第 70 号 専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県税条例の一部を改正する条例）	5

条 例 案

議第68号

滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年4月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例

県立の高等学校の授業料および通信教育受講料（以下「授業料等」という。）については、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項本文の規定に基づき、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の規定にかかわらず、これを徴収しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年度の授業料等から適用する。

議第69号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年4月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第5条の4第1項第2号イ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

付則第8条第1項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第1項」に改め、同条第3項中「附則第7条第5項」を「附則第7条第3項」に、「附則第7条第6項」を「附則第7条第4項」に改め、同条第5項中「附則第7条第9項」を「附則第7条第6項」に、「附則第7条第10項」を「附則第7条第7項」に、「同条第11項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第7条第12項」を「附則第7条第9項」に、「附則第7条第13項」を「附則第7条第10項」に改め、同条第7項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第11項」に、「附則第7条第15項」を「附則第7条第12項」に改め、同条第8項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第13項」に、「附則第7条第18項」を「附則第7条第14項」に改め、同条第10項中「附則第3条の2の18第1項」を「附則第3条の2の13第1項」に、「附則第7条第23項」を「附則第7条第15項」に改め、同条第11項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第16項」に改め、同条第12項中「附則第7条第24項」を「附則第7条第17項」に改め、同条第13項中「附則第7条第25項」を「附則第7条第18項」に、「附則第7条第26項」を「附則第7条第19項」に改め、同条第14項中「附則第7条第27項」を「附則第7条第20項」に、「同条第25項」を「同条第18項」に、「同条第26項」を「同条第19項」に改め、同条第16項中「附則第7条第29項」を「附則第7条第21項」に改め、同条第17項中「附則第7条第30項」を「附則第7条第22項」に改め、同条第18項中「附則第7条第31項」を「附則第7条第23項」に、「附則第7条第32項」を「附則第7条第24項」に改め、同条第19項中「附則第3条の2の25」を「附則第3条の2の19」に改め、同条第21項中「附則第7条第34項」を「附則第7条第25項」に改める。

付則第10条の2の2第3項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第4条の5第1項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第2項に規定する」に改め、同号ウ中「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等

の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第3項に規定する」に改め、同条第4項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第4項に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定めるものを」を「施行規則附則第4条の5第5項に規定するものを」に改め、同項第1号中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの（）」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第7項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの（）」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第9項に規定する」に改め、同条第6項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第10項に規定する」に改め、同条第7項中「電気その他の総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第11項に規定する」に、「で総務省令で定めるものを」を「で施行規則附則第4条の5第12項に規定するものを」に改め、同項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第4条の5第13項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第14項に規定する」に改め、同項第2号中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則附則第4条の5第15項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第16項に規定する」に改め、同条第8項第1号中「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第4条の5第17項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第18項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに」を「施行規則附則第4条の5第19項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第20項に規定する」に改め、同項第3号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第21項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第22項に規定する」に改める。

付則第10条の2の4第1項第1号中「値で総務省令で定める」を「値で施行規則附則第4条の6第1項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第2項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第3項に規定する」に改め、同条第2項第1号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第4項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第5項に規定する」に改め、同条第3項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の6第6項に規定する」に改める。

付則第10条の2の6第1項の表電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者で施行規則附則第4条の5第1項に規定するものの項中「附則第4条の5第1項」を「附則第4条の7第1項」に、「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の7第2項」に改め、同表放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者の項中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の7第4項」に改め、同表自衛隊の使用する機械を管理する者の項中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の7第5項」に改め、同表農業または林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で同条第7項に規定するものの項中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の7第6項」に改め、同表とび・土工工事業で施行規則附則第4条の5

第8項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の7第8項」に改め、同表航空運送サービス業で施行規則附則第4条の5第9項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の7第9項」に、「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の7第10項」に改め、同表木材加工業で施行規則附則第4条の5第11項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の7第11項」に改め、同表木材市場業で施行規則附則第4条の5第12項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の7第12項」に改め、同表たい肥製造業で施行規則附則第4条の5第13項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の7第13項」に改め、同表自動車教習所業で施行規則附則第4条の5第14項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の7第14項」に改める。

付則第10条の3第3項第2号ア中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（）」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第2項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定めるもの（）」を「施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの（）」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第4項に規定する」に改め、同項第3号中「電気その他の総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第5項に規定する」に、「資するもので総務省令で定める」を「資するもので施行規則附則第5条の2第6項に規定する」に、「いるもので総務省令で定める」を「いるもので同条第7項に規定する」に改め、同項第4号中「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第8項に規定する」に、「値で総務省令で定める」を「値で施行規則附則第5条の2第9項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第10項に規定する」に改め、同条第4項第2号ア中「附則第5条の2第5項に定める」を「附則第5条の2第11項に規定する」に改め、同号イ中「附則第5条の2第7項に定める」を「附則第5条の2第12項に規定する」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第8項に定める」を「附則第5条の2第13項に規定する」に改め、同条第5項中「附則第5条の2第9項に定める」を「附則第5条の2第14項に規定する」に改める。

付則第14条の2の5第2項中「附則第9条の20第1項」を「第9条の20第1項」に改める。

付則第14条の5第1項、第2項第3号、第3項および第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第5条の4第1項第2号イおよび第14条の5の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第70号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年4月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成22年3月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「第62条第1項の検査の申請をする」を「第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付を受ける」に改める。

付則第5条の2中「平成21年度」を「平成22年度」に改める。

付則第5条の4第1項第2号ウ中「および」を「ならびに」に、「から」を「および第10条の2の2から」に改める。

付則第7条の4中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

付則第8条第1項を削り、同条第2項中「（次項において「農用地区域」という。）」を削り、同項を同条第1項とし、同条中第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、同条第8項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第9項を第6項とし、第10項を第7項とし、第11項を削り、同条第12項中「（次項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「平成22年3月31日」を

「平成27年3月31日」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第13項を削り、第14項を第9項とし、第15項を削り、同条第16項中「平成22年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「(第2項)」を「(第1項)」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第19項を第12項とし、第20項を第13項とし、同条第21項中「またはやむを得ない事情により当該整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合として同条第28項に規定する場合」および「または当該不動産」を削り、「平成23年3月31日まで」を「平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第22項を第15項とし、第23項を削り、第24項を第16項とし、同条第25項中「平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額」を「平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に行われたときは当該不動産の価格の2分の1に相当する額を、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは当該不動産の価格の3分の1に相当する額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときは当該不動産の価格の6分の1に相当する額」に改め、同項を同条第17項とし、同条第26項中「中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定する認定中心市街地または」を削り、「もしくは同法」を「または同法」に、「第6項、第9項、第10項、第14項、第20項または第21項」を「第3項、第6項、第7項、第9項、第13項または第14項」に、「平成22年3月31日まで」を「平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間」に改め、同項を同条第18項とし、同条第27項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同項を同条第19項とし、同条第28項を削り、同条第29項中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同項を同条第20項とし、同条第30項中「文化財保護法」の右に「(昭和24年法律第214号)」を加え、同項を同条第21項とする。

付則第9条の2第3項および付則第9条の3中「付則第8条第2項もしくは第18項」を「付則第8条第1項もしくは第11項」に改める。

付則第9条の4を削る。

付則第10条の2の2の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第1項中「この条」の右に「から付則第10条の2の4まで」を加え、「、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の右に「、当分の間」を加え、同条第2項中「もしくは第2号」を「、第2号もしくは第3号イ」に、「第10項」を「付則第10条の2の4第1項」に改め、同条第3項第1号中「において「車両総重量」を「および付則第10条の2の4において「車両総重量」に、「施行規則附則第4条の4第2項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同号ア中「この条」を「この条および付則第10条の2の4第1項第1号」に、「施行規則附則第4条の4第3項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同号ウ中「において「エネルギー消費効率」を「および付則第10条の2の4において「エネルギー消費効率」に、「施行規則附則第4条の4第4項に規定するエネルギー消費効率(以下この条)」を「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この条および付則第10条の2の4)」に改め、同項第2号中「第11項」を「付則第10条の2

の4第2項」に改め、同条第4項中「施行規則附則第4条の4第5項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条第5項中「施行規則附則第4条の4第6項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第1号中「施行規則附則第4条の4第7項に規定する」および「同条第8項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第2号中「施行規則附則第4条の4第9項に規定する」および「同条第10項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条第6項中「施行規則附則第4条の4第11項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条第7項中「施行規則附則第4条の4第12項に規定する」を「電気その他の総務省令で定める」に、「施行規則附則第4条の4第13項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第1号中「施行規則附則第4条の4第14項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同号ア中「施行規則附則第4条の4第15項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第2号中「施行規則附則第4条の4第16項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同号ア中「施行規則附則第4条の4第17項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条第8項中「、第10項または第11項」を「または付則第10条の2の4第1項もしくは第2項」に、「当該取得が平成22年3月31日」を「当該取得が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日）」に、「第1号」を「第1号または第3号イ」に、「100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）」を「100分の1」に、「100分の2を、第3号」を「100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）」を、第3号ア」に、「100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5）」を「100分の0.5」に改め、同項第1号中「施行規則附則第4条の4第18項に規定する」および「同条第19項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第2号中「施行規則附則第4条の4第20項に規定する」および「同条第21項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

- ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年輕油軽量車基準」という。）に適合するもの
- イ 車両総重量が2.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、平成21年輕油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

付則第10条の2の2第9項から第12項までを削る。

付則第10条の2の5中「平成30年3月31日までに第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当する

に至った場合における」を削り、「かかわらず」の右に「、当分の間」を加え、同条を付則第10条の2の7とし、同条の次に次の1条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第10条の2の8 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

付則第10条の2の4第1項中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に改め、同条第2項中「付則第10条の2の4第1項」を「付則第10条の2の6第1項」に、「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に、「付則第10条の2の4第2項」を「付則第10条の2の6第2項」に改め、同条第3項の表第55条第1項第3号および第4号の項中「付則第10条の2の4第1項」を「付則第10条の2の6第1項」に改め、同表第58条の5第1項の項中「付則第10条の2の4第3項」を「付則第10条の2の6第3項」に改め、同表第58条の7第1項および第3項の項中「付則第10条の2の4第1項」を「付則第10条の2の6第1項」に改め、同表第58条の7第3項の項中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に改め、同表第58条の13第1項の項中「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改め、同表第58条の20の項中「付則第10条の2の4第3項」を「付則第10条の2の6第3項」に改め、同条を付則第10条の2の6とし、付則第10条の2の3を付則第10条の2の5とし、付則第10条の2の2の次に次の2条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例)

第10条の2の3 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（付則第10条の2の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第44

条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（付則第10条の2の2第4項から第7項までまたは前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

3 前2項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

付則第10条の3第1項中「（以下この条において「電気自動車等」という。）」を削り、同項第1号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第2号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第3項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第61条第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号および次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号および次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号および次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

付則第10条の3第4項第2号ア中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」、「（以下この号において「車両総重量」という。）」および「同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に定めるもの（以下この号において「」を削り、「」という。）に適合し」を「に適合し」に改め、同号イ中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの（以下この号において「」および「」という。）」を削り、同条第5項中「100分の110」を「100分の115」に、「（第3項）を」（前項）に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつ

ては平成20年度分の自動車税に限り」を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「第3項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同条第6項とする。

付則第14条の2第2項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第3項中「第9条の6第1項」を「第9条の7第1項」に改める。

付則第14条の5第2項第2号中「同条第2項第1号」を「第2項第1号」に改める。

付則第20条第3項中「および付則第8条第28項」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）第9条の6第1項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第9条の6第1項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成22年12月31日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）付則第14条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第9条の6第1項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第51条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第9条の6第1項」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

7 新条例付則第10条の2の6の規定は、施行日以後に新条例第54条第1項または第2項に規定

する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第54条第1項または第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 8 この条例の施行の際現に旧条例付則第10条の2の4第2項において読み替えて準用する旧条例第58条の9第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例付則第10条の2の6第2項において読み替えて準用する新条例第58条の9第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

(自動車税に関する経過措置)

- 9 新条例付則第10条の3の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。